

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

職員の飲酒運転による人身事故、秦野市立おおね公園の電気供給契約における不適切な事務処理等により、市民の信頼を著しく損ねた責任の一端を表して、市長及び宮村副市長の給与を減額するため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年4月1日から同年6月30日までに市長及び副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置）

20 第2条第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成31年4月1日から同年6月30日までの間に市長及び平成28年4月1日に就任した副市長に支給する給料の月額（第3条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条第1号及び第2号に規定する額からそれぞれ100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 - 1 9 (略)</p> <p><u>(平成 3 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までに市長及び副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置)</u></p> <p><u>2 0 第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、平成 3 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に市長及び平成 2 8 年 4 月 1 日に就任した副市長に支給する給料の月額 (第 3 条に規定する期末手当及び地域手当の算出の基礎となる場合を含む。)</u>は、<u>第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する額からそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 - 1 9 (略)</p>